

平成30年第1回七戸町議会定例会
会議録（第2号）

平成30年3月5日（月） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 小坂義貞君 外4名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	呷清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	高坂信一君	支所長 (兼庶務課長)	加藤司君
企画調整課長	中野昭弘君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	田嶋史洋君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	附田良亮君	健康福祉課長	氣田雅之君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育長	神龍子君	学務課長	八幡博光君

生涯学習課長	鳥谷部 慎一郎 君	世界遺産対策室長	小 山 彦 逸 君
中央公民館長 (兼南公民館長・ 中央図書館長)	高 田 浩 一 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	町 屋 均 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	原 子 保 幸 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	甲 田 美喜雄 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長	原 子 保 幸 君	事務局 次 長	中 村 孝 司 君
-------	-----------	---------	-----------

○会議を傍聴した者（51名）

○会議の経過

一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	小坂 義貞 君 (一問一答式)	1. 町内の遊休地の対策について	(1) 町内の遊休地の現状と管理は。
			(2) 今後、遊休地の活用計画はあるか。
		2. 管内の舗装道路の現状と対策について	(1) 管内における劣化が著しい舗装道路の維持補修対策は。
			3. 上北自動車道及び国道394号バイパス整備事業に係る町道の対策について
2	瀬川 左一 君 (一問一答式)	1. 道の駅しちのへ産直七彩館産直友の会について	(1) 会員数の状況は。
			(2) 過去3年間の売り上げ状況は。
			(3) 青森市へ新設した「しちのへ野菜直売所七菜」の運営内容は。
		2. 産直友の会、会員について	(1) 会員の商品が出荷停止をさせられると聞いたが、その理由は。
			(2) 以前から同様なことがあったと聞いているが、実情はどうなのか。
			(3) 商品の陳列に関して取り決め等明確になっているのか。
			(4) 産直友の会、会員の待遇改善について。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
3	宥 清悦 君 (一問一答式)	1. 道の駅しちのへ産直友の会で起きた問題への対処について	(1) 以前にも議会で産直の運営で問題提起したが、事態は更に悪化した。町はこれまでどのように対処してきたか。
			(2) 七戸町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の（業務報告の聴取等）第7条に定めている。今回起きた出荷停止の問題について、指定管理者に臨時に報告を求めたと思うが、どのような報告を受けたか。
			(3) 他に同様の事案はないか全会員を対象に、実地に調査する考えはあるか。
			(4) 問題が拡大した原因は何だと考えているか。
			(5) 町長は必要な指示をすることができるが、どのような指示を考えているか。
			(6) 産直友の会の会員は、物産協会の経営方針を文書で見たことがないが、町長はあるか。
		2. 指定管理者の指定の手續等の見直しについて	(1) 本社の所在地が町外の農業協同組合やスーパー等の株式会社も指定管理者に申請できると思うが、その認識で良いか。
			(2) 株式会社七戸物産協会以外に、指定管理者になろうとする法人がなかったとすれば、その原因は何だと考えているか。そして、多数の法人が申請するようにするために、どのような改善策を考えているか。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
3	疍 清悦 君 (一問一答式)	3. 道の駅しちのへ産直友の会の法人化について	(1) 道の駅とわだは、生産者が法人化した株式会社産直とわだが設立から9年目で、新たに指定管理者となった株式会社パワフルジャパン十和田は3年目となるが、生産者から指定管理者に対する不満を全く聞いたことがない。生産者に自主自立の精神を持たせ、物産協会の従属的な位置付けから脱却させるためには、産直友の会の法人化が有効だと思うが町長の考えは。
4	岡村 茂雄 君 (一問一答式)	1. 国保制度の県への移行について	(1) 現在の一人当たり医療費・国保税の額と県内での順位は。
			(2) 県に移行される新年度の一人当たりの国保税の見通しは。
			(3) 納税組合への納税奨励金はどうなるのか。
		2. 荒熊内地区開発計画について	(1) 公共施設は体育館だけで、具体性に欠けているのではないか。
		(2) 想定する公共施設と財源についての見通しはどうなっているか。	
5	佐々木寿夫 君 (一問一答式)	1. 野菜生産力向上対策について	(1) 品質の良い野菜を安定的に供給でき、生産量を上昇させる取り組みについて。
			(2) 野菜の販路拡大や七戸産野菜の普及を図る取り組みはどうなっているか。
			(3) 野菜生産を支える農業者、団体の人づくりを推進する取り組みはどうなっているか。
		2. 鳥獣被害対策について	(1) 鳥獣の出没、農作物や町民生活への影響はどうなっているか。
		(2) 鳥獣被害対策実施隊をつくる考えはないか。	

開議 午前10時00分

- 議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがって、平成30年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
それでは、これより、3月1日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 一般質問

- 議長（田嶋輝雄君） 日程第1 一般質問を行います。
質問は、通告順に行います。
通告第1号、2番議員小坂義貞君は、一問一答方式による一般質問です。
小坂義貞君の発言を許します。
- 2番（小坂義貞君） おはようございます。
2番議員の小坂です。どうぞよろしくお願ひいたします。
暦も3月に入り、春が着実に近づいているように感じるきょうこのごろでございます。
さて、今回、私からは、町内の遊休地対策と管内の舗装道路の現状の対策、そして、上北自動車道及び国道394号榎林バイパス開通に伴う対策について、大きく三つに分けて、一問一答方式で質問させていただきます。
以上で、壇上から質問者の席へ移動させていただきます。
早速、1点目の質問に入ります。
町内の遊休地についてお尋ねします。
町内を調べてみて感じましたが、私の記憶では、村営または町営住宅や屯所、駐在所等の建物があつた跡地が何年か前から野放し状態となっている土地があります。中には、草木が生え、周りに住宅などがあるところは景観がよくないと思います。
そこで、現在、町内の遊休地の現状と管理状況について説明を求めます。
- 議長（田嶋輝雄君） 答弁を求める者、町長となっております。
町長。
- 町長（小又 勉君） おはようございます。
それでは、小坂議員の御質問にお答えいたします。
町の遊休地は、面積にして9万2,000平方メートルあります。このうち、町営住宅の跡地、公共施設の跡地、それから宅地や事業用地として活用が見込まれる土地は2万6,000平方メートル。それから道路残地、傾斜地など、利用そのものが難しい土地が6万6,000平方メートルあります。

次に、その管理については、住宅や事業所、公共施設等に近接し、景観上の配慮が必要な土地については、年に数回草刈りを実施いたしております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） ただいまの説明の中で、利用そのものが難しい土地が約6万6,000平米あるということですが、そういう土地は今後どう活用するか、また、計画のない遊休地を、土地をどうしていくのかをお尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 利活用が見込まれる土地2万6,000平方メートルについては、役場内で公共的施設や定住対策等の公共事業への活用ができるか検討し、将来、活用する見通しが立たない土地については、売却あるいは貸し付けを行っています。

平成29年度、10月に4件の入札を実施し、その結果、1件が落札されました。また、遊休地の隣接者などから、土地譲渡の申し出を受けた場合にも同様に、活用が見込まれない土地については、随時売却をしております。

今後も、町として活用が見込まれない土地については、貸し付け、売却などにより、有効な財産管理に努めてまいりたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 今の説明の活用が見込まれない町内の遊休地を平成29年度の10月に4件の入札を実施されたということですが、そういう入札情報を広報紙等で知っている町内または町外の方々が割りと少ないと私は思います。

そこで、貸し付けや、または売却する土地の前に面積、住所、連絡などを記載した立て看板を設置しておけば、誰でも内容を把握でき、わかりやすいと思います。看板を設置するに当たっては多少の経費がかかると思いますが、先ほどの説明で、年数回の草刈りを行っているという管理費を考えていけば、そう高い費用とは私は思いません。活用の見込まれない土地の売却等を進めていけば有効的な財産管理ができると思いますが、町長の考えは。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 入札の情報に関しては、町の広報やホームページで発信しておりますけれども、おっしゃるとおり不十分な面もあるということでありまして、今、御意見を踏まえて、今後もっと効果的な、いわゆる入札情報伝達、そういった方法を検討してまいりたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） よろしく申し上げます。

次に、2番の質問に入ります。

舗装道路の現状と対策についてお尋ねします。

管内全域において、著しく舗装面のくぼみや路面の凹凸等といった穴ぼこや段差が数多く見受けられます。原因は定かではないですが、冬の凍害による路面のひび割れ、また、

工事車両等の交通量が増大したためかもしれません。いずれにせよ、現状のままでは町の経済成長と町民の生活向上に大きな支障が発生しかねません。毎年、これらに起因した車両の破損事故で町が損害賠償を支払う事案がありました。そうした意味でも早急に維持・補修等の改善策を求めます。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町道については、経年によって、年が経ることによって、舗装の老朽劣化、それから雪寒地域特有の凍害による亀甲、亀の甲羅みたいなひび割れが顕著なところであり、これらに起因した車両の破損事故、それから管理の瑕疵の事案というのがふえている現状にあります。

今後、この大規模な補修の集中が予想されることから、適切な道路ストックの維持管理を踏まえ、管内の舗装現況の把握を目的とした道路ストック総点検業務を平成25年、平成26年、この2カ年にわたって行いました。町道81路線、約311キロメートルについて、路面の性状調査を実施いたしました。

当該業務の点検においては、早急な維持修繕が必要というところが60.2キロあります。これを率にすると全体の19.4%。それから、維持修繕が必要と、これが38.7キロ、全体の12.4%。維持修繕の必要割合が全体の3割を超える結果を得ております。

これからですけれども、この調査結果をもとに、道路舗装の目標管理水準、予算計画といったものを定めて、今までの対症療法的な事後保全型から計画的な予防保全、こういったことへ転換し、道路舗装の将来にわたる補修・更新コストの縮減、それから事業費の平準化、効率的な舗装の維持管理を図ることを目的としたインフラ長寿命化計画を策定して、今後の舗装補修事業対策を進めていきたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 早急によろしくをお願いします。

次の質問に入ります。

上北自動車道及び394号榎林バイパス整備事業にかかわる町道の対策について質問いたします。

平成30年度の開通予定の上北天間林道路の一部開通に向けて工事が進んでいるようです。また、当地区においても、国道394号榎林バイパスの整備事業も、同時期開通に向けて工事が実施されております。この二つの道路が同時に開通となれば、大型トレーラーや観光バスといった大型車両、また、一般車両等の交通量が現在の何倍もふえることが見込まれます。そうなれば、394号榎林バイパスと町道が合流する交差点、何方所かが、危険を伴う交差点があると思います。地域住民はもとより、通行するための安全対策が必要と思われませんが、町はどう考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 上北自動車道、上北天間林道路と、それに交差する国道394号榎林バイパス、これが平成30年度内の開通見通し、ちょうど1年後の今ごろになると思

います。恐らく開通ということになります。これらにアクセスする沿線町道の交通量、当然これも増大すると予測され、特に大型車両の増大、これは交通安全上からも大いに心配されるところであります。懸念される町道との平面交差箇所、これは町道榎林・舟場向線、それからもう一つ、天間館・附田線の2カ所であります。当初から、交通事故が発生しないように道路の構造や線形等、交通安全対策、これを十分具備した構造となっているということでもあります。

しかしながら、現時点の交通規制計画は、基本的に、一時停止による制御方式ということで、信号機の設置については、供用開始後の交通状況により設置を検討するということから、できれば信号ぐらいはつけてもらいたいということで、今後、町としても県、国道394号は県管理でありますので、県当局あるいはまた公安委員会、警察のほうに強く要望してまいりたいと思います。

また、そのほか当該交差点の付近の沿線、この町道の交通状況等を注視しながら、必要に応じて交通安全上の対策を実施し、交通安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） まず、安全を最優先にしたいと思いますので、よろしく願います。

最後の質問に入ります。

町道石沢・後平線（旧八甲田高校）通りの吹雪等の対策について質問いたします。

平成29年12月に、日時まではわかりませんが、2回、そして、ことしの2月17日午後6時30分ごろと、つい最近、3月2日午前8時20分ごろに、町道石沢・後平線が吹雪の影響でこの路線が、計4回ほど全面通行どめになったことを町の防災無線により確認しております。

旧八甲田高校前の町道は、直線にして約3.5キロメートルの区間で、周りは用水路と田んぼだけで、防風林もなく、風が強くなれば、まさにホワイトアウト現象で一寸先も見えなくなる路線です。実際に私も経験があります。通行どめとなる原因は風対策にあると思います。上北天間林道路が開通となれば、一般車両、また緊急車両等の交通量が増大することが予想されます。天間林道路が全線開通までは、まだ長い年月がかかることを想定すれば、何か対策を考えていかなければならないと思いますが、お尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町道石沢・後平線が旧八甲田高校から蒼前地区に至る区間でありますけれども、約3.5キロ、田んぼの真ん中を行くと、もう遮るものがないということで、ホワイトアウト現象という、全く見えない。確かにそのとおりでありまして、パトカーですらもいけなくなるといった事例もありました。今まで4回ほど、つい先日も通行どめを実施いたしました。

対策として有効なのが防雪柵でありますので、この3.5キロの設置にかかる事業費は概

算で8億円と。これはもう前々からそういう要望が出ておりますが、予算の関係で、そう簡単にできるものではないということでもあります。

それから、実は、設置はいいのだけれども、仮に3.5キロ設置したとしても、年間の維持管理費、この費用というのは約800万円かかるということでもあります。ですから、早急な整備というのは、恐らく今の時点では無理だろうというふうに思っております。強い吹雪のときは通行どめをせざるを得ないという状況です。

今後も冬期間、パトロールを実施し、沿道の状況を注視しながら、防風雪、吹雪が発生した場合には、まず、通行する車両の安全を考えて、通行どめ規制を実施していくと。それで、安全確保を図っていくということにしておりますので、この辺はひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 莫大な工事費がかかるということで、なるべく前向きな対策をしてもらいたいということは要望しておきます。

議長、最後に、要望になりますが、要望はいいですか。

町は今、新しいまちづくりとして、荒熊内地区開発計画を進めているようです。それに伴う事業費の予算を想定しているようですが、私はこの事業に予算を集中するようになれば、ほかの事業等への予算が圧縮されることが心配されます。どうか幅広くこれからの予算を進めていくことを強く要望して……。

○議長（田嶋輝雄君） 小坂議員、通告以外の内容が、かなり異なっておりますので、それはやめていただきたいと思えます。

2番議員。

○2番（小坂義貞君） 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、2番議員小坂義貞君の質問を終わります。

次に、通告第2号、8番議員瀬川左一君は、一問一答方式による一般質問です。

瀬川左一君の発言を許します。

○8番（瀬川左一君） 8番の瀬川左一です。皆さん、おはようございます。

寒い冬も、3月、暦ではもう春です。天候も異常気象なのか北陸地方では大変な大雪に見舞われ、日常生活に大きく影響があります。農家のビニールハウスが雪で倒壊し、中には青々と育った野菜が見えています。本当に気の毒に思います。心が痛みます。

それでは、私の今回の一般質問をさせていただきます。

今回は道の駅の件です。

産直友の会の方から私に相談があり、あることでお話しされました。事の重大さを感じ、道の駅産直友の会の悩み相談を受けるということで、Aさん、Bさん、Cさん、生の声を文書にし、平成30年1月27日、一日も早く事態を何とかしなければならない思いでした。

あってはならないこと、やってはいけないことが平気でなされていることを感じ、道の

駅の事務局のところに行ってきました。この件について話したら門前払いされました。

「あなたには関係のないことです。これは内部のことです。話す必要はありません」とのことでした。全く聞く気はありませんでした。私は、「それは町の、町民の施設ですよ。指定管理を受けている七戸町物産協会でしょう。私は議会で質問するしかありません」ということになりました。そういう話でした。

そこで、道の駅産直友の会の悩み相談を受けたこの文書を事務局に渡してきました。その後、何の連絡もなく、一般質問の届け出も終わり、議会運営委員会の5分前に株式会社七戸物産協会の代表者の名前で文書が届きました。今さらと思い、もっと早く返事ができないのか、話し合いがされないのかと疑問に思いました。何の責任も感じられませんでした。

そこで、筆頭株主である町長、指定管理者の条例を読みます。

「七戸町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」、これは、第1条から第13条まであります。その中で、私は第1条、第7条、第8条のみにします。

「趣旨」として、第1条、「この条例は、地方自治法（法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、当町の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。」ということであります。

「業務報告の聴取等」について、第7条、「町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることができる。」

「指定の取消し」、第8条、「町長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他の指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定管理を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部を停止することができる。」

2項ですが、「前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者が損害を生じても、町は、その賠償の責めを負わない。」ということです。これが条例ですが、あとは質問席のほうから質問させていただきます。

道の駅七彩館産直友の会の会員数の状況について教えていただければと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 友の会の会員の状況ですけれども、現在216人と聞いております。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 以前は、道の駅に入りたくても非常に何カ月も待つということで、入れないような状態があって、いつ入れるのかわくわくしていたりしたのですが、入れると本当に喜ばしいということでありましたが、今の状況はどうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） これも聞いたところでありまして、これまでは申し込みというのを年度で取りまとめ、翌年の4月から入会ということになっていたとのことですが、平成30年1月の臨時総会において、その都度役員会で決定し、入会させるということでもあります。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） そうすれば、結局、町民であれば、農家でなくても誰でも入会できるということで理解していいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） これは、産直友の会の恐らく会則なるものがあると思います。こちらのほうの決定になると思うのですが、当然、町の施設であり、指定管理を行っておりますので、当然、入りたいということであれば、ある程度の審査はあると思いますが、誰でもいいというふうに解釈していいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） はい、わかりました。

非常に規制も緩まっているというか、簡単に入れるというような町長の説明でありました。町民の中にも退職後、野菜など、その他6次産業などを取り組んでいる人も見受けられます。退職後の人生の明るさ、また、若い人でも取り組めるということで、今後の現金収入としてもとても助かることと私は思います。

それでは、過去3年間の売り上げ状況についてお聞きいたします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 売り上げ状況であります。農産物直売施設七彩館、過去3年間ですが、平成26年度が3億1,958万円、平成27年度が3億3,470万円、平成28年度3億5,633万円ということでありまして、附帯して花卉展示館、これが平成26年度3,424万円、平成27年度3,822万円、平成28年度が3,989万円あります。ちなみに、道の駅しちのへにおける全体の売り上げであります。平成26年度が6億5,166万円、平成27年度6億9,929万円、平成28年度が7億2,600万円となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 私もこれだけの金額が売れているというのを聞くことができましたが、本当にびっくりする金額です。この金額が七戸町に入っているということは、産直の会員の皆さん、友の会の皆さんたち、3億円という金額がどれだけ農業の生産を高めているのか、また、家庭を助けているのか、非常に私は、だんだんふえているということは本当に喜ばしく、これからまだまだ力が湧いてくるのではないのかなという思いで本当に感動しました。これだけの金額が生産者に入るということは、来ているお客様は本当に私が見るには神様ですということですので、まずもって売り上げはわかりました。

その次に、青森に新設している道の駅しちのへ産直七菜の運営内容についてお聞きいた

します。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） しちのへ野菜直売所七菜という名称だそうではありますが、これは指定管理の範囲ではないと、いわゆる物産協会の単独の事業ということになっております。

○議長（田嶋輝雄君） 8 番議員。

○8 番（瀬川左一君） 物産協会の直接の事業ということではありますが、それでは、七戸町の中にある元まちの駅と同じく考えればよいでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） もちろんそうです。指定管理の物件以外ということですから、まちの駅もそれに当たると思います。

○議長（田嶋輝雄君） 8 番議員。

○8 番（瀬川左一君） わかりました。

私は実際に青森に見学に行ってきました。もちろん青森に出しても宣伝しなければ、青森も広いです。また、人口のいっぱいなところでもあります。それで、お昼のRABのCMの中に12秒ほど、「東八甲田大地でつくられた新鮮な野菜、七戸町野菜産直七菜で販売しています。……………」ということでもありますので、これは宣伝のためにつくっても、誰も知らなければ買いに来ないということでもありますので……。

○議長（田嶋輝雄君） 8 番議員、今の名称は取り消してください。

○8 番（瀬川左一君） この宣伝については全て取り消します。宣伝効果ということで正しいかと思えますけれども、済みませんでした。ここを取り消しいたします。

元まちの駅は赤字をやめています。青森店についても今後、町は筆頭株主でありますので、収支決算の管理については行わなければならないと思います。それについて、町長よりお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 本来、通告外ですけれども、年に1回の株主総会というのがありまして、その中で決算の書類が当然出ると思います。その内容を見て、ある程度判断をしなければならぬと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 8 番議員、通告以外のことはできるだけ避けてください。

8 番議員。

○8 番（瀬川左一君） それでは次に、2 番の産直友の会の処遇について質問します。

会の商品が出荷停止されていると聞いているが、その理由について、町長。

青森の件については、先ほどの件について終わりますので。次の産直の今話した出荷停止のほうをよろしくお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） これは聞いております。その理由についてでありますけれども、

私はそちらの内部のほうは余り詳しくわかりませんが、いわゆる道の駅の産直友の会会則の中の条項に抵触をしているという理由のようであります。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） その内容については、そっこのほうの規約があつてのことと私は今解釈しました。その出荷停止の内容については、本当にまだAさんの場合は、ちょっと理解できなかったということもあります。

Aさんの悩みの生の声を読み上げてみます。私も相談されて、本来は道の駅へ行って相談すべきものでありましたが、もう門前払いされているので、私はここで……。

○議長（田嶋輝雄君） 不穏当な発言がありますので、そのところを気をつけながら質問してください。

○8番（瀬川左一君） わかりました。気をつけて。

「私は役員です。会の皆様から苦情、相談が相次いでおります。その中で、値段が高いと言われ、棚から下げられ重大な損害を受けたということなど、ほかのたくさんの方からも苦情、相談を受けております。……………。

○議長（田嶋輝雄君） 何回も言っておりますけれども、名称その他、不穏当な発言、議場の品位をけなすような言葉は慎んで質問してください。

○8番（瀬川左一君） 「全然改善は見られず、その他相談もしましたが、その行為が外部に相談されて、違反だとみなされ、出荷停止、平成30年1月1日から3月30日までの3カ月間を渡されました。私は大損害を受けました。青森市への物産館への出店も設けているが、そのため七戸の品不足があるのではないかと心配して話したら、それも非協力的だと大変叱られました。それも出荷停止の原因だと私は思われます」とAさん。

私は、Aさんは23年にわたり道の駅、地域発展のため産直活動に休みなく頑張ってきました。地域の皆さんとともに、悪戦苦闘の末、道の駅の集客がふえるのを楽しみに、七戸町の野菜を買いに足を運んでくださるお客さんをごっかりさせたくない。七戸産のおいしい野菜を提供したく、日々生産者は努力して、そのおかげさまで売り上げが上がり続けてきました。生産者とともに、すばらしい笑顔で販売するスタッフとの信頼関係は、長年にわたり培われてきたものです。

そういうことで、本人はこういうふうに、出荷停止の原因が何一つ私にわからないうちになされたということです。これについて、町長はこういうふうに思いますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 株式会社物産協会の内部組織である産直友の会、いわゆる組織内で、本来は協調していくべきものが対立しているということですから、これも当然業績の低下にもつながると思いますし、非常に不幸なことであると思っています。ですから、ちゃんと論点を整理して、腹を割った話し合いと、そこから解決していくべきものであろうというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） これ以上のことは、産直友の会の内部のことですというので、私はこれ以上、もっと話したいことが書いてありますが、ここで出荷停止の件については締めます。

それで、以前にもこういうふうな出荷停止がありましたということをやちょっと聞いたもので、以前はこういうふうな出荷停止がありましたか、それについてお願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） これまでの出荷停止についてであります、平成18年と平成22年に、加工品に異物が混入しているということで、それが原因の出荷停止という処分があったと伺っております。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 今、平成23年、平成22年……、この中に漏れがあるようですので、それは調査の段階で見つけられなかったということで私も理解しています。

実は私、3年ぐらい前、今の役員の体制の中で、野菜を出してくれと言われて野菜を持っていったら、これは本人と会っての話です。野菜が高いとか何とかと口論になりました。口論になって、本人は、ここまで来るにはイオンとかカケモというスーパーマーケットを調べた上で値段をつけてきているのに、非常に値段が高過ぎると言って口論になって、その口論の末、出荷停止が命じられましたと、文書で来ましたと。その文書はありますかと言ったら、私、大分探したのだけれども、探せなかったと。それは、ある人をお願いして、解除されて、本当に助かりましたということでもありますので。こういうことは、一度あることは二度ある、同じことが繰り返されているというのは本当に私は残念だなと思っております。

出荷停止の原因というのは、先ほど町長が話したとおり、誰が見ても80%、90%、100%悪いのだと。例えば自分が栽培しないで、全て買ったものを出荷する。そのほかに、加工食品によって食あたり、そういうふうに市場でいろいろなことがありましたというものとか、今、農薬の抜き打ち検査も非常に厳しくなっています。隣の道の駅でもありました。私も隣の道の駅に入っているとき、農薬の問題でやめさせられたという経緯もあります。それは今売っているのではなく、20年も何年も前のを、もったいないと思って使ったら本当に毒物が出たということで。それでも、私はやっていないということで、非常に大きい問題になった。そういうこと……。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員、内容をもうちょっと集約して。

○8番（瀬川左一君） はい、済みません。そういうことが一つの原因だと思います。これはこれで終わります。

次に、商品を陳列する取り組みについて、町長、お願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 商品の陳列の取り組みは明確になっているかということだと思います。

ます。

以前は、生産者ごとにコンテナを設け、陳列していました。現在は、各品目ごとの陳列とし、陳列は各生産者が行うということにしていますが、大量に搬入された場合は、一部を冷蔵庫等に保管し、棚の状況を確認しながら職員が陳列しているということでありませう。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） 前とは、時々その状況によって変わるということでありました。実は、これはまた大きな問題にもなっています。生産者にも相談せず、棚から簡単に下げる商品があるということで、Bさん、Cさんが私のところに相談に来たので、これも本当は道の駅でしゃべるべきであるけれども、私はここで、Bさんの相談、悩みということで……。

○議長（田嶋輝雄君） 何回も言うようだけれども、中身をもうちょっと。

休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○議長（田嶋輝雄君） これより、休憩を取り消し、会議を開きますが、再三注意しておりますけれども、不穏当な発言、あるいは議会の品位を保持という立場から、それぞれ議員としての品位を欠かないような質問の中で、再度質問を許します。

8番議員。

○8番（瀬川左一君） 私も質問内容については、本来は、門前払いされなければ、本当はこういうのは向こうで相談するのでありますが、私は、相談された人にも何も答えることができないので、ここであえて、いいのかなと思って質問しましたが、このBさん、Cさんのことについては、今後、道の駅のほうに行って、こういう事実があるのだということで、聞き切れなかったのをまた質問させていただきますので、それでは、ここは控えさせていただきます。米の問題、棚からおろされた問題、さまざまあります。この件については、もうこれで終わらせていただきます。いいでしょうか。

それでは、しゃべりたいことがたくさんありますが、4番に入ります。

会の待遇改善についてですが、今、株式会社物産協会の配下にあります、産直友の会は、今後どのように町長は考えているか、お願いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 昨年の暮れから今まで、いろいろな方からいろいろなお話がありました。町の施設を指定管理してもらうということは、管理運営上、善良なる管理者の注意をもってその施設を管理しなければならないと。いわゆる善管注意義務、大原則があります。そして、これだけ乱れているということもありますし、今の状況を見ますと、道の駅の七彩館の棚の状況、これもいろいろ苦情が来ております。非常に物が少ないといったことから、善管注意義務にそぐわない部分もあるということでありまして、ひとつ大きい

決断をしなければならないと思っ­ていまして、平成30年度、いわゆる4月から七彩館、もちろん花卉展示館も含めてでありますけれども、そこに出荷しているのが、そこについている組織が産直友の会ということでありますから、それは道の駅全体の指定管理から分離する、こういうことをしてもらおうということでいきたいと。

そして、いずれ七彩館と花卉展示館、これも町の中心の、もちろん中心となる施設でありますし、今、総体的に駅周辺全体が一つの呼び水になって、かなり開発が進んできているし、それから情報館、今、工事中でありますけれども、あれも秋口には完成いたします。こういう本当にこれから大事なときに、こういう乱れた状況ではやっぱりだめだということであります。分離をして、その後、産直の関係、それは新たな組織体、これは今いろいろ検討しておりますが、そちらのほうで、いわゆる別な、その部分だけの指定管理というのも検討しています。いずれにしても、そういう形で今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） よくわかりました。

あともう一つ、待遇の中で、お客さんを扱う道の駅です。お客さんを大事にしなければならない。その中で、言葉遣い、言葉というのはお金かかりません。朝出ると、おはようございます、こんにちは、御苦労さまです、お疲れさまです、そういう言葉が一番大事だけれども、その言葉さえ、教育というのは全て必要です。これから七戸町が、今、町長がこういうふうに、産直そのものも新たに生まれ変わるといふふうに私は解釈しています。

そういう意味で、これから、例えば、非常に悪い言葉の中で、人がいる前でも人を怒鳴ったり、大声を出したり、商品を足で蹴飛ばしたりということもあり得るけれども、教育そのものに対して、今後、町長はどういうふうに、勉強すればいいのかを質問して、終わらせていただきます。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 産直の施設、いわゆる農家のための施設であり、指定管理の場合の、これもまた一つの大きい原則ですけれども、町民の、あるいはまた、利用者の公平を期すこととすることがあります。ですから、やっぱり商売の施設でありますから、みんな和気あいあいと、生産者が意欲を持って出せる、買う人も気持ちよく買える、そういう施設であるべきでありますので、そういったことは厳に慎んでもらう、そういう考えを持っています。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員。

○8番（瀬川左一君） それでは、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田嶋輝雄君） 8番議員の質問の中に多々、私としては不穏当な発言があったように思われますので、議長は会議録を調べた上で適当な措置をとりたいと思います。そのようにいたしますので、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(田嶋輝雄君) これをもって、8番議員瀬川左一君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。11時5分まで。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長(田嶋輝雄君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

先ほどの8番瀬川議員に対して、町長の答弁において、ちょっと訂正がありますので、町長。

○議長(田嶋輝雄君) 町長。

○町長(小又 勉君) 私の発言でちょっと紛らわしい部分というのがあったと思います。現在の指定管理の期間というのは、平成31年3月31日までであります。まだ1年ちょっとあります。その期間は、当然その指定管理というのはお願いをしていくのですけれども、必要な改善措置ということで、物産協会の傘下から、いわゆる産直友の会の会員というのを分離をし、そして、いわゆる農産物、野菜等の生産、出荷、陳列、そういったものは、そちらのほうの組織で自主的にやってもらうということにしていきたい。そして、指定管理が切れた時点で新たな指定管理、分離した形で進めるように今、検討しておりますし、いかなる組織をつくるのか、していくのか、この辺はこれからの検討課題であります。

○議長(田嶋輝雄君) 15番議員。

○15番(三上正二君) 平成31年度までであるから、それはいいですけども、先ほど町長が話した、平成30年度から分離することはするのですね。はい、わかりました。

○議長(田嶋輝雄君) 8番議員、よろしいですか。ということでございますので。

次に、通告第3号、4番議員唘清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

唘清悦の発言を許します。

○4番(唘 清悦君) 皆さん、おはようございます。

道の駅しちのへ産直友の会の運営方針をめぐり、農産物の値段の決め方については、多くの生産者から以前から不満が出ていましたが、瀬川議員が紹介したとおり、ことしに入ってから3カ月間の出荷停止処分を受けた生産者が出たことで大きな混乱が起きています。

個別の問題の解決を図ることは当然ですが、組織のあり方や指定管理のあり方を原点から考え直すときが来たように思います。

この問題は、指定管理者として指定した町と、それを承認し、議決した議会にも責任があります。

先月、荒熊内地区開発計画の案が示された際に私は、道の駅周辺にお金を落としてもらう計画こそが大事だと述べました。

今回起きた問題をマイナス志向で捉えるのではなく、10年後、20年後、さらにその

先を見据え、道の駅周辺により多くのお金が落ちるような仕組みにつくり変えるチャンスだというプラス志向で捉えて考えるべきだと思っています。

今回は、このような問題を二度と発生させないということも含め、道の駅しちのへが今後さらに発展するためにはどうあるべきか、そのために町が今すべきことは何かという視点で、町長の考えを伺います。この後の質問は、質問者席から行います。

先ほど瀬川議員の質問に対する後半のほうの町長の答弁で、私が今回の一般質問で引き出したいと思った答弁が既に出てしまいましたので、これまでその答弁を引き出すためにどう質問するか1カ月ぐらい考えてきましたけれども、無駄にはしないように、今後、町長が考えていることをより具体化するための提案をして、少しでもプラスにしていきたいと思って質問します。

質問1、道の駅しちのへ産直友の会で起きた問題への対処について伺っていきます。

質問1の1として、平成26年にも議会で、私だけではなく、三上正二議員も、道の駅しちのへの産直での値決めの指導について問題提起しました。委託販売というのは、商品の値段は生産者が決め、高いか安いかは買う人が判断するものであり、もし仮に値段が高いことが原因で売れ残ったとしたら、次から値段をどうつけるかを生産者が考えればいいのであり、商品の値決めに他人がとやかく言うべきではないという内容の発言をしたと思います。しかし、残念ながらそれは余り改善されず、事態はさらに悪化してしまいました。

山田桂一郎氏は、安易に商品の値下げを行った企業が業績を回復できず苦労している事例や、逆に1万円の高額なランチであっても、その価値を伝えることによって成功させた事例を紹介してくれました。

平成26年12月定例会で私は、藻谷浩介氏と山田桂一郎氏の話は全町民が知っておくべき内容だとも述べました。しかし、私は七戸物産協会の経営陣と直接話をしてみて、社会の変化を的確に捉えていないという印象を持ちました。七戸物産協会の取締役は6人いますが、藻谷氏と山田氏の講演会に何人参加したのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 2名参加したというふうに伺っております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 毎月開催される七戸物産協会の取締役会に商工観光課長がオブザーバーとして出席しているようですが、七戸物産協会の取締役6人と商品の値決めについて話をしたことはあったのか。もしあったとすれば、納得させることができなかったのか伺います。

また、ほかの方法で対処したことがあれば、その内容と結果を伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 価格の決定については、従来から市場価格を参考にして、生産者が決定することとしているということであります。

また、価格の設定については、産直友の会の役員会で話し合いをする。そして会の皆さんに周知しているということですが、ここからはみ出ている分、そういったものもあったというふうに伺っております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 七戸町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の（業務報告の聴取等）第7条に、「町長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。」と定めています。

今回起きた出荷停止の問題について、指定管理者に報告を求めたと思いますが、どのような報告を受けたのかと、実地に調査した結果について伺います。

また、それらに基づいてどのような指示をしたのか、あるいは指示する予定なのかを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） ことしに入って七戸物産協会より出荷停止の報告を受け、また、聞き取りの調査を行いました。内容については、出荷停止までの経緯、それから発送した文書の確認などを行い、利用するお客様に迷惑のかかることが一番問題ですから、早期解決に向けて取り組むように話をしたところであります。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 私は、この条例の第7条にも問題があると思っています。「必要に応じて臨時に報告を求め」とありますが、今回のように議員からの対応要請があつてからでなければ動かない状況を改善する必要があると思っています。町民の声を届けることも議員の仕事ではありますが、日ごろの行政サービスに対する町民の不満や苦情を吸い上げる仕組みづくりと、その周知を含めた広報広聴活動が不十分です。

コミュニティバスの件もそうですが、町民が不満を感じたときに役場職員の誰に相談すればよいのかがわからず、役場職員よりも議員のほうが相談しやすいという状況だと思います。

七彩館のバックヤードに、七戸物産協会の運営に関してのお問い合わせ先として、商工観光課の直通の電話番号と担当職員の名前を大きく書いた紙を壁に張っておけば、そのような大きな問題に発展しなかったと思います。

町長は、広報広聴活動を改善・充実させる考えがあるか、あるとすれば、具体的にどのようなことを考えているのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今おっしゃることはよくわかるのですが、物産協会を受託をして、その内部の組織、下部組織である産直友の会とのいろいろなトラブルといえますか、意見の食い違いと。本来は受託者側でしっかりこれを解決してもらうのが筋であろうというふうに思っています。

町にいろいろな指定管理している施設がありますが、例えばスキー場、南部縦貫でやっています。そこで何か縦貫の問題があったら、町にあれしてくれというのなかなかこれは大変なことだろうと思いますが、おっしゃるとおり、意見を出すところがなかなかはっきりしないということであれば、今後、町民対策ということがありますので、いわゆる広聴活動といったものはもう少し充実させるようにしていくべきだと、そう反省をしております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 出荷停止処分を受けた生産者以外の多くの生産者からも苦情が寄せられています。今回の問題を解決するためには、ほかにも経済的損失や精神的苦痛を受けた生産者がいないかどうか、実地に調査すべきだと思いますが、調査する考えはあるか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） これは、産直友の会の会員の方々から具体的に聴取、アンケート調査、そういったものを実施をして、いわゆる問題解決を図っていきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 私は、産直友の会の問題が拡大した主な要因は、町の広報広聴活動不足と競争原理が働かない指定管理者の選定方法と、社会の変化に対応できる人がリーダーになっていないことだと考えています。町長は、町の直売施設の利用者である生産者が不満を持つようになった原因は何だと考えているのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今まで申し上げましたが、本来、産直施設の運営に当たっては、指定管理者等、いわゆるその内部組織でありますけれども、いわゆる生産者が目的意識、こういったものをある程度共通して持つと、そういう共通認識を持って、方向性を同じくするということが大切だと考えております。

産直友の会の役員会、あるいはまた総会で問題提起をし、解決に向けて話し合う、これが大切だと思いますが、それが、お伺いしたところでは、ちょっと欠けていたときがあったというふうに聞いております。誰が会長になっても同じでありますけれども、会員全員が同じ考え方にならなければ、同じ問題がまた発生すると思いますし、一人一人が経営者の考え方に立って、どうしたら客といいますか、利用者がいっぱい来ていただけるのか、その辺をしっかりと考えながら、いろいろな活動をしていただきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 七戸町文化村設置条例（指定管理者の業務）、第15条の（3）に、「特産品等の開発・販売に関すること。」としか明記されていませんが、販売において、厳に指導と称し、値下げの強要や商品の撤去が行われてきました。

町長は、条例にあるように、必要な指示をすることができます。業務の一部として行われてきた値決めの指導の停止を七戸物産協会に正式に文書で命ずる考えはあるか伺いま

す。

また、出荷停止処分を受けた会員と七戸物産協会との間で和解が成立したという話は聞いていませんが、この件に関しては、どのような指示をする考えがあるのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 瀬川議員の御質問にもお答えしましたが、平成30年度から七戸物産協会の下部組織から、いわゆる生産とか陳列とか、そういった業務は分離、独立していただくということにしております。今後、したがって、物産協会が値決めの指導と、こういったものをするということは当然なくなるというふうに思います。

また、和解に関しては、当事者同士のことですから、私のほうからいろいろ申し上げるのは差し控えますけれども、お互いに、道の駅もマイナスでありますし、生産者あるいはまた物産協会にとっても非常にマイナスの部分がありますので、早期の解除といったものを願っておりますし、必要とあれば私も汗を流していきたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 町長の答弁の中に、目的意識を共通することが大事だというふうにありました。七戸物産協会の経営方針というのは見たことがありませんが、町長は見たことがあるか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 書面等を見たことはございません。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） また、青森市に出店した野菜直売所七菜は、七戸物産協会の自主事業とのことですが、七彩館や花卉展示館を利用している当町の生産者が、七戸物産協会から青森店への出荷協力要請を受けた場合、生産者個々の判断で応じることに何ら問題はないと認識しています。しかし、応じることができずに要請を断った場合であっても、生産者が処分を受ける根拠はないはずですが、町長の考えを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） これは組織内部のことですので、その内部の会則なり、いろいろあると思いますが、それに沿った、恐らく措置であろうと思いますが、私からは特別そういう見解というのは申し上げることができません。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 質問2の指定管理者の指定の手続等の見直しについて伺っていきます。

1点目です。条例をそのとおりに解釈すると、本社の所在地が町外の農業協同組合やスーパー等の株式会社も指定管理に申請できると認識しましたが、その認識でよいか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町の公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例と

ありますけれども、これによれば、町議員が認識しているとおりであります。物産館等の指定管理者の募集要項の中で、町内事業者に限定をして募集をしておりました。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（町 清悦君） 七戸物産協会の取締役は謙虚さが不足しているように感じますが、指定管理者の指定を、ライバルがいない状況下で楽に受けてきたことが原因ではないかと考えています。経営者のレベルアップを図るにはライバルの存在が必要であり、1年後の指定管理者の選定に向けて、より経営感覚にすぐれ、施設の利用者にも喜ばれ、地域を発展させる能力のある法人が申請したくなるような環境づくりを町が今から進める必要があると思っています。

これまでに株式会社七戸物産協会以外に、指定管理者になろうとする法人がなかったとすれば、その原因は何だと考えているのか。そして、多数の法人が申請するようにするために、どのような改善策を考えているのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 前回の選定については、これまでの実績を評価し、そしてまた、町が出資している組織でもありますので、株式会社七戸物産協会、これを指定管理者として選定をいたしました。

多数の法人が申請するためには、一つの手段として、町外からも公募すると、これも当然ありますけれども、指定管理における利益が全て町外に、もし町外業者が指定管理を受けたとなれば、全て流れていくということにもなります。ですから、これは慎重に判断をしていかなければならないと。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（町 清悦君） 3番目の質問に移ります。

道の駅しちのへ産直友の会の法人化について伺います。

道の駅とわだは、公設民営を目指し、平成13年に開駅しましたが、高額な施設使用料がネックとなり、財団法人十和田湖ふるさと活性化公社、十和田市観光協会、十和田市農業協同組合に十和田市が打診しましたが辞退され、平成19年3月31日まで十和田市直営で運営されておりました。同年4月から指定管理者制度となり、公募したところ、ほかに応募者がなく、初代の指定管理者に有限会社良品開発が選定されました。

平成27年4月1日、指定管理契約期間の終了に伴う公募・選定により、株式会社パワフルジャパン十和田が5年契約で指定管理事業者となりました。

新たに指定管理者となった株式会社パワフルジャパン十和田は3年目となりますが、生産者から指定管理者に対する不満を全く聞いたことがありません。

生産者が法人化した株式会社産直とわだは、設立から9年目で、開駅した平成13年は十和田市が主導して、農家組織を任意団体として立ち上げ、運営し、平成15年に農事組合法人を設立し、平成21年5月に株式会社化しています。

その株式会社産直とわだに比べ、当町の農産物直売施設を利用している生産者は、人数

では2倍弱、売り上げでは1.5倍近くあり、道の駅しちのへの売り上げ全体の約半分を占めるまでに成長しました。

農業政策の一つに法人化があります。生産者の意識を変えるために法人化は必要であり、有効です。そのような意識を持った生産者を集め、株式会社産直とわだのように法人化し、重要な判断は人任せにせず、みずからの責任によって判断し、直売施設の運営を任せられるように育てる考えはあるか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 考えはあります。平成31年3月末で終了する指定管理、その後を受けて、今度は、どういう組織体と伺いますか、これが指定管理を受けていくのかという大きい課題になりました。現在の指定管理が終了した段階で、いわゆる七彩館あるいは花卉展示館をどういった形で運営をしていただくのか、当然経営の才覚、こういったものがなければならないと思います。今、議員がおっしゃったように、いわゆる生産者の中から集めて法人化をしていくというのも一つの方法であろうと思います。

ただ、実は平成31年4月からの指定管理になりますと、もうことしの9月の議会なり、もう12月議会という遅いかも。あらあらものを提示して、検討を始めていくということになります。そうすると、もう3月に入っていますので期間は余りありません。ですから、その辺は大きい課題になると思います。今以上に、とにかく余り棚もあけないような、そういった運営というのをしていくという大きい課題がありますので、非常に難しい部分もありますが、皆さんのいろいろな知恵をかりながら、意見をかりながら、何とかそれを乗り切って、評価される道の駅にするようにしていきたいというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昴 清悦君） 今、町長が考えている方向で検討したときに、質問として用意はしていましたが、関連する条例は当然見直すことになると思いますので、その質問は省いて、3点目の質問に行きます。

町の農産物直売施設を利用している生産者が法人化し、独自に事業展開していく力をつけた場合の可能性について、町長の考えを伺います。

産直の販売上の課題は、農産物の生産が少ない時期でも十分に供給できるようにすることと、逆に農産物の供給が過剰になる時期でも売り切れるようにすることだと思えます。年間を通じて直売施設への供給不足が起こらないくらいに生産力を高めたとすると、そのときは、七彩館1店舗だけでは全ての農産物を販売し切れない状態でもあると認識しなければなりません。

今でもそうですが、そのときは、生産力、販売力のある生産者がスーパー等にも出荷して調整しています。スーパーでは市場流通の農産物との競争になりますが、結果的に物流コストが高い県外の農産物の入荷量をスーパーが減らすことで調整されます。インショップという委託販売は売り上げの2割以下のコストで販売できます。

七戸物産協会の青森店は売り上げの何割のコストで販売できているのかは6月に伺います。

直売施設の年間売り上げも、年々伸ばすことを目標にしながら、インショップも組み合わせることによって、生産者の所得もふやすほうがよいと思っています。生産者の中には、自分のホームページからも注文をとれるようにしている人もいます。一生産者が既にできているくらいなので、法人化して、その会社のホームページからも、直売施設にあるいろいろな商品の注文をとれるようにするのは難しくはないと思います。インショップとネット販売の可能性について、町長の考えを伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 産直施設の課題でありますけれども、仕入れして販売ということではない。これだと産直にならないということですから。問題は、ちょうど今ごろの時期は端境期でありまして、余り物が無い時期、その時期も余り棚をあけないようにするというのをすれば、今、議員おっしゃったとおり、盛んに野菜がつくられる時期、これはもう販売し切れない。委託販売ですから、売れ残ったものは持って行ってくださいと。当然捨てることにもなるかもしれませんし、これが大きい課題になります。この辺の調整をどこでとるのか、これが大きい課題になります。

今おっしゃったインショップです。どこかの店の中に、また委託して販売をしてもらうということもありますし、やっている方もありますけれども、大量になった場合に、果たしてそういうスーパーとか、そういったところで受託し切れるのかという問題もあります。当然継続している仕入れ先、スポットで入っていくと断らなければならないということになります。ですから、これも大消費地のスーパーであれば、ある程度物の動きが大きいということもありますから、いいかもしれませんが、なかなか近隣のスーパーでは、それもかなり難しい部分もあります。

そこで、ネット販売、当然こういったものも検討して取り入れていかなければならないということも確かであります。ですから、今後こういった組織が受託するにしても、今の最新のノウハウをやはりきちっと理解して実践できるような、そういう経営体といったものを目指していく。

きょうの新聞なんかにも出ていました、平川市、出向いて行って集めると、あるいはまた、高齢者の方で車を持たない、店まで来られない、道の駅まで来られない、そういった方にやはり生産してもらって、集荷して販売。こういった努力というか、こういったものもやっぱり組み合わせをしていかなければならないと思いますし、15%手数料の範囲内で、結構な販売手数料が入りますので、そういったものの経費というの、野菜の技術指導なり生産指導なり、集荷対策なり、そういったものにもやっぱり支出をして、頼りになる道の駅をつくっていくべきだというふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） ネット販売については、ふるさと納税、役場が2年やってきたと

思いますけれども、専門業者に業務委託できるぐらいになっていると思います。そこの連携も可能になると思うので、ぜひそこも検討していただきたいと思います。

産直の生産上の課題は、生産者の高齢化と後継者不足です。町の農産物直売施設を利用するその法人が、就農希望者の受け入れ先の一つとなり、農業研修や就農支援を単独で実施できる力がつけば、町は移住就農希望者の募集に専念でき、道の駅の農産物直売施設は、彼らが移住就農先を決める際の決定打の一つになると思います。

ことは、移住就農希望者を、地域おこし協力隊の制度を活用して2人募集しましたが、毎年20人以上の就農希望者を受け入れる体制を目指して整備すべきだと思います。

就農希望者の中には、研修を通じて多くの生産者を知る中で、後継者のいない生産者の農業経営資産をそのまま継承してもいいという人が出てくるかもしれません。

また、それが少ない投資で確実に収入を得る就農方法でもあります。私は、法人化すればこのような効果も期待できると思っていますが、町長はどのように考えているのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 地域おこし協力隊で、いわゆる就農と、将来は定住を目指しているという人、きのう2人面接をいたしました。どの人も非常に意欲がある。これはいけるかなというふうに思っておりますけれども、これは、町の宿泊の施設でありますけれども、これもそちらのそういう人に開放すると。そして、お試しのいろいろな部門、畜産であれ野菜であれ、野菜の中でもトマトだ何だ、いろいろあります。そういったものをいろいろ研修してもらって、自分に合うようなものを、これだということで、今度は具体的に自分が目指す品目に向けていくということで、そういう方向で進めることにしていますが、道の駅を運営する、あるいはまた、そこに出荷する法人なり、もちろん個人でもいいと思いますけれども、そういった方々にもそういうのを担っていただくと。そうなってくると、今後、町の農業、あるいはまた、産直の施設も十分活性化していくというふうに思っていますので、こういったものは積極的に活用していくことにしています。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 最後の質問になります。

民間の投資意欲を引き出す産直の効果について伺います。

畜産協同組合の用地買収という町の一つの大きな計画が示されたことによって、道の駅周辺への民間投資が加速度的に増加している印象を受けます。人がますます集まるところに人は投資すると思います。私は、まだまだ七彩館と生産者個々の売り上げを伸ばすことも、道の駅の来場者をふやすことも可能だと思っています。そして、近い将来、それは必ず実現すると思える計画を町が示すことによって、さらに道の駅周辺への民間投資がふえ、より相乗効果が発揮されると思います。詳細な計画の策定はこれからでも構いませんが、そのような計画を年内に策定する考えがあるか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） その一つとして、平成27年12月に七戸町総合戦略で、七戸十和田駅や道の駅を県内の観光の玄関口、あるいは地域のハブ、拠点化ということで進めていくことにしております。

ことしの秋口になると思いますが、銀行が駅と道の駅の間に開店をする。あるいはまた、内科クリニックというのも早い段階で開業するというふうに思いますし、民間のアパートなり住宅なりというのもかなり今建っています。

畜産組合の土地を買うという計画を出したことによって、環境関係で敬遠していた方々も今戻ってきているということで、大きな呼び水になったようであります。そして、同じく秋には、町の情報館、大型トイレなり、そういったものも完成いたします。こういった大事な時期でありますので、そのメインとなるのが七彩館でありますので、行って何も買うものがないというふうな状態だけは避けたいということで、からにするわけにはいかないということであります。

七彩館の目的というのは、生産者の所得向上、それから交流人口の増、ひいては地域の活性化、これは農水省直の実は補助事業で七彩館を建てました。その補助の要件にもきちっとあります。ですから、この要件に沿って、今後、その部分の指定管理の選定に当たっては、新たな本当に意欲を持った組織体といったものを指定していきたいというふうに思いますし、育てていきたいと考えております。そういった点で、皆さんからのいろいろな御意見というのも、私からもお願いをしたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 今回は、町長から100%満足するような回答をいただきましたので、私の質問はこれで終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、4番議員听清悦君の質問を終わります。
次に進めていいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（田嶋輝雄君） 次に、通告第4号、5番議員岡村茂雄君は、一問一答方式による一般質問です。

岡村茂雄君の発言を許します。

○5番（岡村茂雄君） 5番議員の岡村茂雄でございます。午後になるだろうと思って気を緩めていましたが、一生懸命頑張りますのでよろしくお願いします。

今回の質問は、大きく分けて二つ、国保運営が今度県のほうが財政主体になるということ、それに伴って、今、国保税がどうなるかというのが一番気になるところですけれども、ポイントを絞って質問したいと思います。

もう一つは、この前出されました荒熊内地区の開発計画ですけれども、その辺、公共施設をどういうふうに張りつけばいいのかなど、その辺についてもポイントを絞って質問したいと思います。以下は、質問者席から質問させていただきます。

一つ目は、国保制度が県へ移行することに関係しまして、二つほど質問させていただきます。

ます。

一つ目は、1人当たりの医療費と国保税に関してでございますけれども、新年度から国保の財源運営主体が県へ移行するわけですが、その目的は、財政基盤が弱い国保財政の安定化を図ることとされております。

そのために県が各市町村ごとに医療費水準や所得水準などを勘案して、県に納める額を算定し、その納付金を納めるために必要な標準保険料率——以下、標準税率と言わせていただきます——を整備する、その県が示した標準税率を参考にして市町村が国保税を納めることになっております。

この前の文教厚生常任委員会の資料を見ますと、県の試算では、これまで各市町村がそれぞれの医療費に応じて税額を決める内容と余り変わりがないように感じました。ただ、気になったことが一つあります。それは、県が試算した当町の1人当たりの国保税が県内で12番目に高いということです。

そこで、聞きますが、財政運営の主体を県へ移行して、国保財政を安定させるために、これまでと変わるところは何か。

また、当町の国保税が高いようですが、1人当たりの医療費と国保税の額、また、県内での順位はどうなっているのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 市町村国保は、年齢構成や医療費の水準が高く、また、所得水準が比較的低いことによって、財政基盤が弱いという財政上の問題を抱えております。国は、国保の安定化を図るために、支援拡充による財政基盤の強化、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなど、持続可能な社会保障制度の確立に向けた改革を今進めているということであります。

まず、1点目の国保財政を安定させるために、これまでと変わるところは何かということですが、毎月の医療費等の給付に必要な財源は全て県からの交付金で賄われるということになり、町は県に対して事業費として納付金を納めるということになります。

次に、2点目の1人当たりの医療費と国保税の額、県内の順位であります。青森県国民健康保険団体連合会が毎年発行している国民健康保険図鑑によりますと、1人当たりの医療費は、平成28年度は26万4,408円、県内では、医療費の高い順で11番目となっております。また、1人当たりの保険税、これは平成29年度の見込みで9万6,561円で、県内では、税金の高い順で25番目というふうになっております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 県へ移行することによって、大きく変わるところとしまして、私を感じるには、これまではあれなのですけれども、県が各市町村の税額を決めるための参考額を出すということと。またもう一つ、財政安定化基金をつくって、赤字のときには貸し出しするということがありまして、そのために、ころころ国保税を変えてなくてもいい。また、一般財源から繰り入れしなくてもいいという、その辺も大きなポイントかなと

思っております。

しかし、将来、平準化していくということでもありますから、これからは、国保税の高い市町村には、保健事業とか、医療費を抑えるための努力が当然求められてくると思いますので、それにかかわりまして、もう1点質問します。

当町の国保税が県全体の平均よりかなり高くなっているということは、その要因は、当然医療費が高いことに関係します。県の試算を見ますと、なぜか八戸市と南部町を除いて、県南地方の全市町村の国保税が県の平均より高くなっている傾向があります。これは何か共通した理由があるのか、参考になることもあると思いますが、国保税は当町の医療費が高いことについて、町ではどのように把握しているか。また、医療費を抑えるためにどんな対策を講じているのかについて伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず、七戸町の医療費ですが、一般被保険者の療養給付費が毎年12億2,000万円前後の規模で推移しております。加入者が減っている中で、給付費の高どまり傾向が続く、この背景、これは加入者の年齢構成が高くなり、医療を求める人がふえていること、それから、医療機関が充実しており、病院にかかりやすい環境にあるということが考えられております。

次に、医療費をふやさない対策であります。糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした特定健康診査や、みずからが生活習慣における課題を認識して自己管理を行い、健康的な生活を維持することができるようになることを目的とした特定保健指導など、保健事業をいろいろ実施しております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） この医療費を抑えるための施策というのはなかなか大変なところがあると思います。これは、加入者の自覚等も大事になりますから、これはこれからも関係する課と医療機関等といろいろ連携を図りながら進めてほしいと思います。

次に、新年度の国保税に関して聞きます。

国保税の財政運営主体が県へ移行して、県が示す標準税率を参考にして、各市町村がそれぞれに国保税を決めることとなりますが、県では、将来的に国保税の水準を統一化したと考えているようです。当町も県が示した標準税率を参考にして税率を改定したと思いますが、1人当たりの国保税は幾らになるのか、また、引き上げ額とその内訳について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 国保税の税率見直しについては、かねてより、新制度に移行される平成30年度にあわせて検討すると説明しておりましたが、本年11月29日、県が公表した事業費納付金と標準保険料率の結果を踏まえて、条例改正案を本定例会に提案しております。

御質問の1人当たりの保険税の見通しであります。10万4,600円と見込んでお

ります。また、引き上げ額とその内訳であります。医療分と介護分は引き上げしませんので、現行どおりであります。後期高齢者支援分の引き上げ額は、所得割が1%、資産割が5%、均等割が4,000円、平等割が4,000円というふうになっております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 本来であれば当町の国保税はもっと高くなるはずでした。県の試算より4,000円ほど高くなる予定でした。というのは、今、激変緩和措置で、当町の国保税の引き上げは抑えられたわけなのですけれども、これは、そもそも県の試算よりはちょっと安く設定されたなと思っております。いいことだと感じております。これを契機に、次の改定時期にこの激変緩和分、県の試算で4,000円、これらが引き上げに加算されないように努めてほしいと思います。

国保税に関してもう1点お聞きします。それは税率の関係ですけれども、当町の税率は、所得割、資産割、均等割、これは人数割です。また、平等割、これは世帯割、この4方式となっておりますが、その税率の配分を見直すことはできないものかということです。それは、資産割と平等割の税率を下げ、その分を加入者全体でカバーするようにしてはどうかということです。

国保税は、私が考えるには、加入者の所得と人数が基本になると思います。資産割や平等割の税率が高いということは、所得の低い世帯の国保税が割高になってきます。また、資産割が高いということは、同じ所得でも借家とか町外に固定資産を持っている世帯より、家などを新築した世帯の国保税が当然高くなります。このような見方もできますけれども、どのような税率が当町にとっていいのか、その辺を検討してみてもどうかということについて伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 税率の配分の見直しの関係であります。御提案のように、今お話しのように資産割と平等割の税率を下げ、その分を加入者全体でカバーするとした場合に、その税額は均等割に上乘せすることになります。この場合、世帯の状況により、減税となる方も入れば、増税となる方も出てきます。とりわけ加入者の多い世帯では、所得の高い低いにかかわらず、増税感が高いものになります。このために税率の配分方法を見直す場合に、どういった負担のあり方が住民の理解を得られるのか、慎重に検討する必要があります。

今回の税率改正は、平成19年度以来になるわけですが、町としては、現行税率を基本に県が算定した標準保険料率を参考としつつ、住民負担への影響が最も小さくなる方法を選択した結果でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 私がこの件に触れたのは、特に資産割ですけれども、従来、国保税を賦課するのを4方式にしたのは、固定資産のある方々に負担をしていただくことなのですから、昔は、固定資産が大きい人は金持ちといいますが、とりあえず収

入があるという考え方があったのですけれども、今はそういう傾向から若干変わってきているのではないかなという気もしますので、そういう意味で、見直しについて検討してみてもいいのかなというふうに感じたものですから、提案したものですので、その辺はひとつ考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それと次に、納税奨励金なのですけれども、納税貯蓄組合は、納税の普及と納期内納付のために活動しておりますが、それに対して町では奨励金を交付しています。しかし、納税の年金天引きや口座振替などによって奨励金が減少しているのではないかと考えます。納税組合長の中には、このたびの国保税の変更で、国保税の納税奨励金がどうなるのかなという声も聞かれますが、今後どうなるのかお聞かせ願います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 実は、国保の県一本化ということで、全て県が責任を持つのだというふうに実はある程度当初は期待をしておりましたが、責任を持つのは、いわゆる財政運営について県が責任を持つと。その財政の基本となるいろいろな交付税なり、徴収とか、いわゆる全般の運営を担う、これが市町村の役割ということでもありますから、期待ほどではないような気がいたします。

したがって、御質問の納税奨励金については、平成30年度当初予算において、本年度と同様に新年度も予算措置をいたしております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） わかりました。国保関係につきましては、そこの二つのポイントを今回聞きたかったものですから、これで終わります。

次に、荒熊内地区の開発計画について質問します。

まず、公共施設の整備計画の関係について質問します。

去る1月30日の全員協議会で示された荒熊内地区開発計画の案は、計画区域を東北新幹線七戸十和田駅周辺とその西側、北側、約103ヘクタールとしておりますが、公共施設については、青森県七戸畜産農業協同組合——以下、畜協と言わせていただきます——その用地に新体育館を建設することだけとなっております。

また、同時に示された新体育館建設基本計画案では、畜協用地に体育館を建設するためのスケジュールが示されております。畜協用地は、公共施設等建設事業用地として買収を進めておりますが、平成28年6月の定例議会の私の一般質問に対しまして、町長は、まずは体育施設、その後、段階的に役場庁舎等を建設して、結果的に公共施設の集約を図っていくと答えております。しかし、今回の計画には体育館以外の公共施設は示されておらず、具体性に欠けていると思います。

今後になってしまいますが、今後、体育館以外の公共施設について、どのような計画を持って進めていくつもりなのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず、全般的に申し上げますと、道の駅しちのへに情報館が今

後、新しい年度の秋口に完成いたします。それから、銀行の移転、内科クリニックの開業、一般の住宅なりアパートなりと、そういったもので、まず、町議員がおっしゃった、加速度的に今そういう動きがあるというのは私も感じております。今後、これは町の活性化の拠点となっていくと、中心となっていくと、いわゆるハブになっていくというふうに思っています。

こういったことから、第2次七戸町長期総合計画に基づいて、現在、荒熊内地区の開発計画を策定しておりますけれども、これは、一般町民と役場職員で構成するまちづくり委員会を設置して、並行して、役場の課長で構成する検討委員会を設置し、七戸町全体と荒熊内地区の現状・機能・課題を掘り起こしながら、今後の方針を検討してきました。

その計画の主なものでありますけれども、5年スパンのもの、おおむね20年を計画範囲とすると。ある程度長い目で見ないと、財源のこともあります。したがって、20年後は、七戸十和田駅を中心に103ヘクタールですから、七戸畜協用地も含めて、かなり広大な開発の計画、こういったものを積極的に進めていくということにしておりますが、おおむね5年を見据えたのは、第1次の基本計画、これが七戸畜産農業協同組合用地及び若干の周辺の用地でありまして、これは新体育館の建設と七戸十和田駅利用者の駐車スペース、駐車場が2カ所ほど返してくれということで、実は返還をしております、だんだん車ははみ出てきているという状況であります。それからもう一つが公園の整備、これを主な事業と位置づけて、用地取得に当たっては、土地収用法を適用し、実施していくということにしています。

そして、第1次基本計画以外の土地利用については、用途変更や用途指定の見直しを初め、優先的に整備する公共的施設の選定、それから配置等を含めて、今後、いわゆる長期的な視点で総合的な開発計画、こういったものを進めていくということにしています。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 考え方を今初めて聞きまして……。あそこはこれから大事な地区になってくると思いますので、効果のある進め方をさせていただきたいと思います。

その中で、次になります、そこに想定する公共施設とか財源について質問します。

町長も言っていますが、荒熊内地区開発計画は、20年先を見据えた中心市街地整備の基本となっていくと思います。具体的には示されておりませんが、役場庁舎を初め、この地域に合った公共施設を集積していくものと思います。

そこで、聞きます。荒熊内地区に集積させる必要がある施設について、計画策定時のワークショップでもいろいろ出されておりますが、どういう施設がいいと考えているのか、また、財源の見通しについてはどうなのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず、想定する公共施設ですが、まちづくり委員会のワークショップで出されたいろいろな意見を参考に、今後その施設の必要性、あるいはまた優先性、こういったものを検討して計画を進めていきたいと思っておりますし、財源についてであり

ますが、第1次基本計画で予定している新体育館、あるいはまた、駅利用者のための駐車場、あるいは公園の整備等を含む全ての事業にも同様のことが言えますけれども、有利な補助事業の活用、残存部分に起債を充当する方法と、その時々において最善を尽くして、いかに町の実質負担を抑えるのかということで進めていきたいというふうに思っておりますが、この程度でよろしいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 公共施設を集約するにしても何にしても、町長が代替的に話をしますが、将来、財政が大変だということがありますので、それなりに効果ある形で進めてほしいと思います。

体育館を畜協用地に建てることになったのですが、これは、一つの理由として、交流人口といますか、そこも狙ったような位置づけというふうに受けとめておりますが、私が考えるには、今、公共施設を集約するといってもなかなか大変な現実だと思います、将来的に。あの辺は、町の中心市街地的な役割を果たしていくわけですから、よそから人が来る、いっぱい集める、いわゆる交流人口がどんどん図れる施設、そういうのがちょっと先にと考えられますけれども、いかにして町に人が足を運んでくれるか、そういうことを図っていけば、いろいろ活性化にもつながるかなと思いますので、そういう施設をぜひ検討してもらいたいと思います。

次に移ります。今回の市街地整備計画では、5年ごとに分けて計画を立てるということ初めて聞いたのですけれども、今回の計画では、公共施設は体育館だけとなっておりますが、新体育館には文化施設の機能を併設するということを検討するとしていました。しかし、その機能は結果的になくなってしまいました。体育館建設の話が出たころ私が聞いた話では、建設費として22億円ぐらいでできるのではないかという話も聞いていたのですが、私は、それでも高いものだなというふうに感じておりました。体育館の建設費は、文化施設としての機能がなくなったにもかかわらず、31億円を超えるという見通しが出ております。これは、当町の財政規模から見ましても大き過ぎるのではないかなと思います。また、将来の財政に大きな影響を残すことが心配されます。31億円規模になった経過についてお伺いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 体育館建設については、平成28年3月に策定した七戸町過疎地域自立促進計画の中で、実はそれに盛り込まないと、いろいろな起債というか、補助も見込めないものですから、延べ床面積5,750平方メートル、約22億円と。確かにそういうことで見込んでおりました。

それから、文化的な施設の併設ということで、私も実はそれを何とかしたいと思いましたが、いろいろな新体育館建設に向けた検討会議の中で、どちらも半端な施設になるということでもあります。スポーツに特化した施設という御意見をいただきました。そうすると、半端なものをつくってもだめだということで、スポーツに集約したということになり

ます。いろいろな議論や意見を踏まえて、国体、あるいはまた、多種多様な催事、イベントといったものが開催できる施設として整備する方針、これを基本計画として決定しております。

今回の新体育館建設の基本計画の中で、建設事業費は、当初のものから比較すると、延べ床面積約250平方メートル、それから固定観客席が300席ほどふえた計画となっております。それから労務単価、それから建築資材の高騰など、市場動向を再度分析した事業費を試算した結果、実は増加したものであります。

人口が減るとい時代でありますから、私も高いと、とにかく圧縮をもう少しできないかということは指示をしております。今後の市場動向によって、基本計画で想定した建設単価といったものも実は十分検討するということが考えられますけれども、町の財政負担というのも当然ふえるということになりますので、できるだけ町の身の丈に合った規模、こういったものを頭に入れながら続けていくようにしていきたいというふうに考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 利用する人にすれば、立派なものほどいいと思いますけれども、なかなか財政、将来的に考えても大変なものがあると思いますので、いわゆる運営費がどれくらいかかるのか、その辺もこれからということですので、この規模になると、維持管理とかはかなりかかっていくものと思いますので、その辺、最大限効率的になることを希望しまして、私の質問を終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、5番議員岡村茂雄君の質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩しますけれども、1時15分まで休憩します。

休憩 午後 0時11分

再開 午後 1時15分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議に入ります。

次に、通告第5号、7番議員佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の質問を許します。

○7番（佐々木寿夫君） 午前も午後もトップバッターが大好きで、午後最初の質問をさせていただきます。

まず、皆さんも既に知ってのとおり、平成30年産米から米の生産調整、いわゆる減反政策廃止、生産業者や出荷業者等が中心となって、地域の需要に即した生産に取り組むことにしました。4月からは米の所得安定対策が廃止され、確実に収入が見込める赤字補填の財源であった所得安定対策が廃止され、農家を取り巻く状況は厳しさを増しています。

さらに、日本が前のめりになって進めているTPPは、この3月にも調印の交渉が開始されるなど新たな動きが進み始めています。TPPが発効されたら米や野菜や牛肉の関税撤廃など、我が町の農業にも大きな打撃を与えることは必至です。

町はさまざまな農業対策をしてくれています。町長は議会の初日に、米、野菜栽培に力を

入れ、農家の複合経営をさらに発展させる考えを述べました。私は、日本の農業は家族経営で多品目の野菜を栽培していると、こういう複合経営をさらに発展させ、この野菜の栽培は町の未来にもかかわると思っています。町は、野菜生産力向上5カ年計画をつくり、取り組んでいます。きょうは、その成果や問題点、政策提言などを話します。

二つ目の質問は、鳥獣被害対策についてです。

我が町にも熊、ニホンジカなどの出没がふえ、農畜産物の被害がふえてきました。町民生活の安全・安心のためにも、町では、七戸町鳥獣被害防止計画をつくり、取り組んでいますが、鳥獣被害対策実施隊の設置は急務と考え、それについて質問します。

以上で、壇上からの発言とします。

それでは、質問者席から質問を続けます。

町は、減反政策による米の作付面積の減少に伴い、野菜作物へ転換し、複合経営化の取り組みを進め、野菜産地として発展してきました。東北農政局のデータでは、昭和60年には、作付面積576ヘクタール、収穫量1万3,600トンとピークを迎えましたが、その後、ナガイモの作付面積が約4割以下に減少するなど下降に転じ、現在は、畑作は400ヘクタールまで減少していると推計されます。

このような状況を踏まえ、従来、稲作重視の農業経営から転換を図り、町の主要な野菜であるニンニク、ナガイモ、ゴボウの生産維持・拡大、ビニールハウスを活用した施設園芸野菜と新規作物への取り組みなど、収益性の高い複合経営を支援するため、平成28年3月に町は野菜生産力向上5カ年計画をつくっています。

最初の野菜生産力向上対策について、最初の質問は、この野菜生産力向上対策計画では、野菜の作付面積の目標を出しています。平成28年、平成29年、今は平成30年ですが、この野菜の作付増加目標の達成状況はどうなっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

平成28年3月、議員おっしゃいました、策定した七戸町野菜生産力向上5カ年計画に基づいて、作付面積の拡大、それから新たな振興作物となる野菜の拡大と、生産の効率化によつての所得の向上につなげる取り組み、こういったものを実施しております。

具体的には、農家への直接補助として、野菜生産機械購入の補助、野菜栽培ハウス建設資材購入の補助、それから野菜圃場への客土工事の補助、こういったものを行っております。

また、町の重点振興作物であるニンニク、ナガイモ、トマトなどに対しては、優良種子の購入補助、作付圃場の害虫等の防除費補助、それから土壤改良資材購入の補助など、JAゆうき青森、あるいはまた、JA十和田おいらせを通じて、間接的な補助、こういったものをしております。

そして、平成28年度と平成29年度において、各種事業を実施してはありますが、七戸町野菜生産力向上対策事業実施要項の規定によつて、実施した翌々年度が成果目標評価

年度に当たりますので、作付面積の達成状況、これは来年度以降に実は集計される、報告されるということになっていまして、今、具体的に幾らというのは、残念ながらここでは発表することはできません。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 平成28年、平成29年、平成30年ですから、作付増加目標というのは非常に重要ですから、そういうものの達成状況が出てくると思ったのですが、まだ決まりによってできないということですので、そこはさておいて、次に行きます。

七戸町の野菜の品質を維持する、あるいは向上させる、生産効率化による収量の増加と低コスト化、所得率向上、こういうものはどういうふうな取り組みをしていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） ある程度の繰り返しになりますけれども、いわゆるここにある両農協を通じて、野菜農家へ間接的に土壌分析のための補助、それから土壌消毒や土壌改良資材購入への補助、それから優良種子購入、優良原種購入への補助、ナガイモの優良種子・種苗購入、あるいはまた、催芽委託への補助等を行うことで、いわゆる野菜の品質維持向上、それから生産の効率化、これによつての収量の増加と低コスト化、所得率向上、こういったものを図っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 野菜の品質維持・向上、生産率効率化のためには、両農協を通してさまざまな取り組みをしているのですが、温度や湿度の自動管理とか、時期ごとの農作業の工程管理など、要するに農協を通してやっているのですが、町でもやる部分などがあるのではないかとこのふうな考えも持っているわけです。

それでは、三つ目に伺います。

野菜の収穫した後の鮮度保持の取り組みはどうなっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） これも両農協を通じて、ニンニクであればCA貯蔵庫やナガイモの冷蔵保管庫等を導入し、もちろん予冷施設、そういったものへも実は今までも助成もいたしました。一気に冷やして中央へ出荷させると。こういったことで七戸町産の野菜の鮮度を保ち、通年出荷できるような対策、こういったものをとっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 両農協を通して、高品質で消費地に速達できる流通システムをつくるために努力しているということですが、町ぐるみで鮮度保持技術の開発というのは取り組んでいかなければならないと思っています。

次に、私は、野菜の問題では、野菜の販路拡大、あるいは七戸産の野菜の普及というのは、どういうふうな取り組みをしているのか常に注目をしているところです。

最初に伺います。市場業者と連携し、販路開拓や販売を促進させる取り組みは今どうなっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 新たな付加価値を生み出す農産物の加工・販売・サービス、これを一体で行う、いわゆる6次産業化、これに取り組む個人や団体に対して補助を行い、活動を後押ししております。

また、これもJAゆうき青森、JA十和田おいらせ、それから野菜作付農家等と意見交換を行いながら、販路拡大あるいはまた販売促進の取り組み、こういったものを行政として後押ししてまいりたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 行政として後押しするということですが、七戸町の野菜の知名度を上げる取り組みというのはどういうふうにしていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 知名度を上げる取り組みでありますけれども、いわゆる知名度アップ、それから消費拡大につながるさまざまな活動、この後押しというのは、これは当然しておりますし、これからもしていきます。

また、農協での知名度アップの取り組みの事例の一つとしては、ことしの1月に、野菜振興会ナガイモ部会主催の「おいしいナガイモ決定戦」を、イオン仙台店特設会場で開催し、多くのお客様にぎわうなど、地域の農協でも、全国のJAや全農あおもりと連携し、知名度アップや販路拡大、こういったものの取り組みを進めております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 七戸産の野菜の知名度を上げる取り組みというのは、さらに進めていかなければならないと思っています。

次に、野菜生産を支える農業者、団体等の人づくりを推進させる取り組みはどうなっているかについて伺います。

そこで、最初にまず、新規就農者というのは、ここ一、二年、どの程度になっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 正確には把握できていませんけれども、新規就農者で青年就農給付金を受給している数、これは把握しております。平成28年度が13経営体、15人。平成29年度も同じ経営体、人数が受給しております。

なお、平成29年度から名称が変わり、農業次世代人材投資事業費補助金となっておりますが、ちなみに、地域おこし協力隊、昨日、2人面接しましたが、こういった方も予備軍で、大いに期待できるだろうと思いますし、結構そういった手上げというものも実はあるようであります。何とか新規就農者の確保というか、そういったものを進めてまいりたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 新規就農者で青年給付金を受け取っている方々は、13経営

体、15人ということで、地域おこし協力隊の方も協力しているということで、町の農業に参加する若者が何としてもふえていかなければならないと。

ところで、そういう新規の方々が農業をやる場合の栽培技術の指導というのはどういうふうに行っていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町独自で栽培技術指導は行っておりませんが、JAゆうき青森とJA十和田おいらせによる農業指導、当然、栽培指導、それから、上北地域県民局の農業普及振興室の農業普及指導というのが行われております。今後、複数の農家の集合体、あるいは各農協の野菜振興会等で、新たな作物に取り組んだり、新たな栽培技術の導入を考えたいという声が多く寄せられるようになれば、この七戸町野菜生産力向上5カ年計画の中にある、品質のよい作物を安定的に供給でき、かつ生産量を上昇させ、消費者に受け入れられる野菜づくりにつながっていきますので、これら両農協、あるいはまた県民局、それから近くにあるのが営農大学校、これも実は非常にいい指導機関であるというふうに思っていて、こういったものを積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 町独自ではやっていないが、農協、県民局、あるいは営農大学とか、さまざまところでやっているというのですが、やっぱり町でも農業指導員のシステムというのはきちんとつくる必要があるのではないかと考えています。指導員が生産者の状況をきちんと判断する、そして必要なときに必要な指導を行う。あるいは地域の農業のノウハウ、そういうものを生産者が蓄積し、そしてそれを生産システム、指導員システムの中で活用する、そういう方法が町としても必要ではないかと思っています。

そこで、例えば町で退職した農業の専門家など、あるいは農業の専門的な技術の非常に深い方々を、町の農業指導員として、町で農業指導員を置く考えはないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 技術的な指導、あるいは農業経営の指導、それから農家の申告など、そういったものに関する知識のある方によつての指導とか、いろいろなものが考えられます。大変いい考えでありますけれども、実はこの指導というのは非常に奥が深いといえますか、それと同時に、これは責任が伴います。これだけの肥料をやって、こうやれと。よくいけばいいのだけれども、悪くいった場合、ですから、その指導というのは、それに附随したバックアップ体制、あるいはまた、技術的な支援の体制がしっかりできていないと、これはそう簡単にできるものではない。JAなんかは専門の指導というものの部署を設けて、かなりの体制、それから、それに伴つての支援する予算の体制もとっています。県民局とて同じであります。県の全ての機関がバックアップ体制をとると。ですから、1人、2人の技術者がいて、ああせ、こうせというのは非常に危険が伴うし、そう簡単にできるものではないというふうに思いますので、その指導の部分に関しては、やはりJAなり、あるいはまた、県の指導機関なり、こういったものを活用して、間接的にそう

いったものをつなげていくとか、いわゆる連絡調整をすると、それはできると思いますが、その程度で、独自に人を置いての指導というのは、ちょっと行政の対応としては無理だということです。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 行政の対応としては、指導員を置いて、直接指導するのは無理だと。それはそれでわかるのですが、農業指導員のシステムをつくり、野菜生産力向上5カ年計画、こういう専門的な計画をつくるには、それなりの知識を持った人が必要ではないかということで私は提案しているわけであります。

次に、有害鳥獣被害対策について伺います。

我が町でも熊の目撃情報や鹿の目撃情報を耳にし、町の警戒情報をよく聞くようになってきました。

そこで、鳥獣の出没、農作物や市民生活への影響はどうなっているかの部分について最初に伺います。

七戸町鳥獣被害防止計画によれば、対象鳥獣はツキノワグマ、カラス、カルガモ、サギ類、ニホンジカとなっているが、農林水産物等に係る被害について、平成28年、平成29年の現状と傾向はどうなっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 平成28年の被害の状況ですが、ミツバチの巣箱が荒らされる被害、これが太田地区で1件、平成29年度は、飼料用トウモロコシの食害が西野地区で1件、どちらもツキノワグマによるものと思われま。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 太田地区で平成28年には、ツキノワグマでミツバチの箱が荒らされると。あるいは平成29年はトウモロコシが1件と。それで、鳥獣ごとの被害額とか被害面積が把握されているかということなのですが、平成29年度では、野左掛地区でデントコーンの畑が2ヘクタール、あるいは西野地区でデントコーンの畑50アールが全滅したというふうな情報も入っているのです。それで、平成29年ではトウモロコシ1件と言いますが、野左掛とか西野地区でそれぞれ、さらにはあったではないかと考えられます。

そこで、次に行きます。町民生活でこういう鳥獣の被害はないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 直接町民の方が被害に遭ったという報告はありませんけれども、未然に防ぐということのために、民家や農地の近くで熊の目撃や足跡の発見があった場合に、防災無線やパトロールをして注意喚起を行っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 農林水産省の鳥獣被害の現状と対策を見ると、農産物被害の約70%が鹿、イノシシ、猿で、我が町も最近被害がふえていることが明らかになりました。

た。特に鹿の被害は注目しなければならないと思います。ことしの1月に西野地区の未収穫の大豆畑の大豆が鹿によって食べ尽くされたと。鹿がその味をしめ、ことしの収穫に被害が出ないか心配されます。

そこで、2番目の問題に入りますが、鳥獣被害実施隊をつくる考えはないかについて、①、農作物や町民生活への影響が大きいニホンジカ、ツキノワグマの生息数や捕獲実績はどれぐらいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

町長。

○町長（小又 勉君） 平成28年度の捕獲というのはありませんでしたけれども、平成29年度の捕獲数、ニホンジカ1頭、これは事故死の鹿だそうであります。それから、ツキノワグマが3頭、おりによつての捕獲ということで、生息している数というのは、これは当然わからないのですけれども、目撃情報というのはかなりふえてきていますから、個体数というのは当然増加していると思いますし、人里への生息域移動といったものも考えられております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 平成29年は、ツキノワグマ3頭は捕獲されていますが、1頭は射殺とかというふうな声も聞いているのですが、私が注目したいのはニホンジカの問題なのです。これは非常に繁殖力が旺盛なために、ニホンジカというのは、ここ数年前までは我が町でも見かけなかったものなのですが、最近ふえてきているのです。それで、人の情報によりますと、ニホンジカの生息数は、平成27年度は五、六頭で、平成28年は15頭から18頭、平成29年は30頭から35頭、平成30年1月末の推定生息数は、寺下・野左掛地区で10頭、道地・八栗平地区で5頭か6頭、萩ノ沢・西野・婆古石地区で8頭、合計五、六十頭になるのではないかというふうに、それにかかわっている人が言っているのです。ツキノワグマは14頭ぐらいいるのではないかというふうな情報も入っています。寺下・野左掛地区で6頭とか、萩ノ沢・西野・婆古石地区で5頭、あるいは南斗内・銀南木・倉岡地区で3頭とかと、これは本当に調べたのか、かなり根拠はあるかもしれませんが、どの程度の根拠かというのはわからないのですが、こういうふうに推測している人もいます。

そこで、伺います。平成30年度の鳥獣の捕獲計画というのはどれぐらいしていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 平成30年度、町の鳥獣被害防止計画では、ツキノワグマが5頭、それからカラスが200羽、カルガモ50羽、サギ類が50羽と。ニホンジカは必要

最小数といえますか、近年、目撃情報もふえているということでありまして、すぐ食べ尽くすそうですから、情報を得て、そういった捕獲は迅速に行っていかなければならないというふうに思います。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 捕獲目標は、例えばニホンジカは必要最小数となっていますが、県の目標を見ると、ニホンジカは全頭駆除を行うというふうになっているのです。だから、ニホンジカについては、かなり被害なり被害がこれから考えられるという意味で、これに対する対策も重要だというふうに考えています。

そこで、次に伺います。これまで被害防止対策というのはどういうふうにしてきましたか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 対策として、有害鳥獣目撃情報が寄せられた時点で現状確認をし、通学児童・生徒、住民に危険のおそれがある場合には、防災無線で注意喚起を図ると。七戸地区においては、県の猟友会七戸支部、天間林地区にあつては、青森県猟友会の中中部上北支部天間林分会、それから北天猟友会、これは二つあるのですけれども、これによるパトロール、それから対象鳥獣の捕獲・駆除といったものを行っております。

また、平成29年中においては、熊の目撃情報をもとに、箱わなを延べ9基設置し、3頭の熊を捕獲しております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 箱わなで3頭の熊とか、猟友会などと力を合わせてやっているのですが、ニホンジカなりツキノワグマの出没の状況などから、ふえていることが考えられます。

そこで、七戸町鳥獣被害防止計画では、今後の取り組み方針を定めていますが、その中で、鳥獣被害対策実施隊を設置し、対象鳥獣の捕獲や追い払いを実施するとありますが、この鳥獣被害対策実施隊を設置する考えはないか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 猟友会の会員というのは年々高齢化しております。そして、会員の数も徐々に減少と、これはもう銃を持つことの許可のあれが非常に厳しくなってきているし、新規の会員というのは余りふえないということで、まず、新規の猟友会の会員の増強というのは必要不可欠になると思います。これは大きい検討課題であります。どうすれば会員がふえるのか、あるいはまた、今までの例も、私、何回か現場にも行きましたけれども、特にトウモロコシの畑なんかに入ってしまった場合、隊員だけではやっぱり、猟犬の必要性というのもあるそうです。非常に危険だと。ですから、周りをぐるぐる回るしかないということで、そういった対策も必要ということですから、ある程度行政としても、今後ますます目撃情報がふえてくると思いますので、そういった具体的な体制というのを考えていかなければならないというふうに感じています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 猟友会のメンバーの減少とか高齢化が著しい中で、新しい隊員もふえてこないということから、七戸町ももとは50名以上の猟友会の会員だったのですが、現在は18名と、非常に減っているし、高齢化も激しいわけです。

それで、しかし、新規の隊員をふやすには、公務災害の適用とか、あるいはこういう実施隊をつくった場合には特別交付税の措置などもあるし、隊員の待遇を改善することで、ふやすことも考えられるのではないかというふうに思っています。

そこで、この鳥獣被害というのはかなり差し迫った課題ですから、今後の取り組みや課題をどのように考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 何だかんだ言っても、一旦出沒したと、出たという場合、頼りになるのは猟友会であります。ですから、いろいろ隊員が減る要因というのはありますけれども、そういったものをよく調査をして、ある種の支援対策で、一朝有事の際の出動体制を確保するような、いろいろな対策をこれからとっていきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 有害鳥獣に対する町民への情報提供なり、町民へのこういうふうな資料の提供などはきちんとやる必要があると思っています。特に鹿の繁殖率は高く、鹿の脅威が迫っていることに気づかず、不意打ちを食らう形で被害をこうむるという事態はぜひとも避けなければならないと思います。そのためには、情報なり認識が重要であります。鹿が来たらどのように対処すればよいか、他の地域に学んで備えておくことも大切です。目撃情報収集は、地域へのメッセージという役割も持っています。こういう点から、有害鳥獣に対する取り組みは抜本的に強化する必要があるということをお話して終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、7番議員佐々木寿夫君の質問を終わります。

以上をもって、一般質問を終結します。

○散会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月9日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時52分